

# JAAS アカデミーご受講と「同意書」についてのお願い

日頃は JAAS アカデミーの活動に対して、ご賛同、ご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、JAAS アカデミーでは随時行われるアカデミー主催のライブ講習会、公開講座、解剖実習など全てにわたり、会員の規約を遵守していただくことを前提に、ご受講をしていただくこととなります。

ご受講前に事前に参加者の先生方には、下記の規約に対する「同意書」をいただくこととなりますのでご了承ください。「同意書」のご提出のない場合は、ご受講をお受けできませんので、ご了承ください。

## JAAS アカデミー 塾生（会員）制度と規約

### 総則

第1条 本会は JAAS アカデミー(Academy of Japanese AntiAging Surgery and Regenerative Medicine for Rejuvenation と称する

第2条 本会の運営・事務局は東京都中央区新富1-8-11 東新ビル3Fに置く

### 目的および事業

第3条 本会は技術向上を目指すスクール制を敷き、営利法人であり、正しい美容医療、美容歯科、美容再生医療、美容アンチエイジング内科の臨床治療、経営を推進することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)ライブ講習会、公開講座、公開ライブフォーラム、海外解剖実習などの開催。(2)会報誌の編集・発行。(3)関係領域図書の発行。

(4)本会所属の塾生（会員）及び医療機関、企業等への告知・広報。(5)国内外の関連学会および諸団体との交流ならびに協力。

(6)その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

### 会員

第5条 本会の塾生（会員）は次の通りとする。

(1)正会員 A：本会の目的に賛同する医師 正会員 B：本会の目的に賛同する歯科医 正会員 C：医師、歯科医以外の看護婦、歯科衛生士、医療施設所属のメディカルエステティシャン等の資格者以外の有資格者

第 6 条 塾生（会員）は、JAAS 会員入会・登録者に加え、JAAS 非会員であってもその塾生資格は問わない。ただし正会員 C に該当する対象者は、JAASC 会員の入会・登録をしなければならない。

#### 役員

第 7 条 本会は CEO、学長、副学長、専任講師を置く 学長 1 名 副学長 1 名 専任講師数名 また学長の判断により、必要に応じ海外講師、非常勤講師、指導医術を置く。

第 8 条 本会の会計年度は毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末に終わる。

#### 会則の変更改廃

第 9 条 この会則は学長他、関係講師の一致で議決とする。

**禁止事項と退会、除名** JAAS アカデミー講習会にご参加されるご受講者は、以下に記載された事項、または準ずる行為は、禁止となっております。以下の事項または準ずる行為と判断した場合、下記のごとく対応し、退会となる。

- 1) 講習会において参加者に対する直接的なセールス、または物品販売をすること（但し主催者の責任のもと前もって許可した企業関係者は除く）
  - 2) 参加者同士でのトラブルを起こすこと
  - 3) JAAS アカデミーの名、講習内容を無断で使用すること、および講習会の場で参加者を同様の他講習会参加に勧誘すること
  - 4) 当講習会で得た講習内容・写真・動画などの無断転載、転用をすること
  - 5) JAAS アカデミー及び会員の名誉を中傷・誹謗・毀損すること
  - 6) 当講習会で得た技術・運用方法を引用、もしくは参考にしたと思われる内容で第三者を対象にした講習会、それに類似する行為をブログ・HP等に広告・募集し行うこと（有償・無償に関わらず）
  - 7) 医療法、医師法において違反行為もしくは抵触する脱法行為をすること。
  - 8) ライブ講習会において撮影した静止画、動画映像の無断使用、外部流出、その映像における術者の技能を当事者と比較し外部に流布したり、患者へのカウンセリングで行うこと。または集患のための誘引目的に利用すること。
  - 9) ライブ講習会の参加者向けに配布する収録 DVD によってに 8) の行為をした場合。
- 2) 上記に該当する行為が発覚した場合、参加者に対しては直ちに該当する行為を中止とするよう、JAAS アカデミーから勧告をする。勧告に際しても改善が見られないと JAAS アカデミーが判断した場合は会員の資格を剥奪の上、除名処分とする。非会員の場合は講習会参加を永続

的に認めないものとする。処分対象となった会員あるいは非会員に対しては、それまでに納めた入会金及び講習会費用等一切の返金しないものとする。勧告・除名の対象となったコピー行為や名誉棄損行為などに対しては、処分者の規約違反の内容について JAAS アカデミーの公式サイトに違反行為として公開したり、会員に情報開示もしくは通知することがあります。尚、コピー活動と思われる行為の有無に関しては、JAAS アカデミーによる決定を最終判断とする。



# JAAS アカデミー Academy of Japanese AntiAging

*Surgery and Regenerative Medicine for Rejuvenation*

東京都中央区新富 1-8 - 11 東新ビル 3 階 TEL03-6222-3121

FAX03-6222-3125

## JAAS アカデミー講習会受講者規約 同意書

JAAS アカデミー講習会にご参加されるご受講者は、以下に記載された事項、または準ずる行為は、禁止となっております。以下の事項または準ずる行為と判断した場合、下記のごとく対応し、退会していただく場合もございます。

- 1.医療法、医師法において違反行為もしくは抵触する脱法行為をすること
- 2.講習会において参加者に対するセールス、または物品販売をすること（但し主催者の責任のもと前もって許可した企業関係者は除く）
- 3.参加者同士でのトラブルを起こすこと
- 4.JAAS アカデミーの名、講習内容を無断で使用すること、および講習会の場で参加者を他講習会参加に勧誘すること
- 5.当講習会で得た写真・動画などの無断転載、転用をすること
- 6.JAAS アカデミーの名誉を中傷・誹謗・毀損すること
- 7.当講習会で得た技術・運用方法を引用、もしくは参考にしたと思われる内容で第三者を対象にした講習会、それに類似する行為をブログ・HP等に広告・募集し行うこと（有償・無償に関わらず）。

上記に該当する行為を行っている参加者に対しては直ちに該当する行為を中止とするよう、JAAS アカデミーから勧告を行います。勧告に際しても改善が見られないと JAAS アカデミーが判断した場合は会員の資格を剥奪の上、除名処分とする。また、非会員の場合、講習会参加を永続的に認めないものとする。処分対象となった会員あるいは非会員に対しては、それまでに納めた入会金及び講習会費用等一切の返金しないものとする。勧告・除名の対象となったコピー行為や名誉棄損行為などに対しては、処分者の規約違反の内容について JAAS アカデミー会員に情報開示もしくは通知することがあります。

尚、コピー活動と思われる行為の有無に関しては、JAAS アカデミーによる決定を最終決断とします。

### JAAS アカデミー御中

上記規約を承知いたします。

平成 年 月 日

氏名（自筆でお願いします） \_\_\_\_\_